

5 特別支援学校

NO.	テーマ等	人権教育の視点等
(15)	社会生活を営む上で、安心して生活できる差別のない社会づくり	1－(2)－イ 自分と社会についての認識の啓培 3－(1)－イ 個性・能力の伸長
	【活動対象領域等】 保健体育	【対象学年】 特別支援学校高等部 1～3年

1 ねらい

- (1) 自立して社会生活を営む上で大切なことを理解する。
- (2) 結婚してパートナーと協力しながら家庭を築き、地域の一員として暮らしやすい社会を支えるために必要なことを理解する。

2 指導にあたって

- (1) 一人で自立して、あるいは結婚して社会生活を営むということは、自分の生活だけでなく、地域の人々との協力が大切であることを理解させる。
- (2) 結婚を含め安心して生活できるようにするために、ユニバーサル社会や男女共同参画社会の内容を理解させ、すべての人々が暮らしやすい社会について考えさせる。

3 指導計画（全3時間）

- (1) 第1次 結婚生活、パートナーとの良好な人間関係について考える〔1時間〕
- (2) 第2次 誰もが安心して生活できる差別のない社会であるユニバーサル社会や男女共同参画社会など、自立した社会生活を営む上ですべての人々が暮らしやすい社会について考える〔2時間〕（＜本時＞1／2時）

4 備考

第1次の授業では、まず自分が自立して社会生活を営むために、どのようなことが必要になるのか。さらには、その生活を基礎として結婚して家庭を築くために、どのようなことが必要になるのかを学習する。本時では、生徒が自分の生活を大切にしながら、地域で生活するためには何が必要かということを考えさせることに主眼を置く。

将来、自分の生活を守っていくだけでは社会生活を営む上で安心して生活できないことを生徒に理解させ、差別のない社会で安心して生活できる知識を身につけさせる。そのためには、社会の仕組みについて考えさせることが大切である。知識の習得で終わらず、まず自分が卒業後に、地域で生活する姿を想像させ、地域の方々と協力することやすべての人々が暮らしやすい社会をつくることを具体的に考えさせながら、自らの気づきを大切に授業を展開する。

5 展開例

高等部第1～3学年 保健体育学習指導案

(1) 本時の目標

誰もが安心して生活できる差別のない社会とは、ユニバーサル社会や男女共同参画社会など、すべての人々が暮らしやすい社会であることを知る。

(2) 準備物

ワークシート①、ワークシート②

(3) 展開

学 習 活 動	教 師 の 指 導 ・ 支 援 等	学 習 評 価
1 前時の学習内容の確認をする。	☐ 「結婚生活、パートナーとの良好な人間関係」のワークシートで確認させる。 【ワークシート①・確認】	[知識] (ワークシート①) ・前回に学習した内容を復習することができる。
2 自立して社会生活を営む上で、気をつけなければならないことを考える。	☐ どんなことに気をつけることが「自立した社会生活」なのか、ワークシートを見ないで考えさせる。 自立した社会生活とはどのようなものなのか。どんなことに気をつけなければならないのか。	
3 自立（結婚も含む）して社会生活を営む上で、気をつけなければならないことの背景や、なぜ気をつけなければならないのか、その理由を考える。	☐ ワークシートにより、どんなことに気をつけることが「自立した社会生活」なのか、さらに結婚生活において性別による役割等気をつけなければならないことについて友だちと話し合わせたり考えさせたりする。その後、発表させる。 【ワークシート②・発表】	[技能] (ワークシート②) ・「自立した社会生活」について考えることができる。 [思考] (ワークシート②) ・家族一人一人が役割を果たすことでお互いに支え合っていることを理解できる。
4 地域の一員としての生活について考える。	☐ 地域社会において自立する上で、気をつけなければならないことについて班で話し合わせる。その後、発表させる。 【ワークシート②・発表】 ☐ 医療サービスやバリアフリー、ユニバーサルデザインについて説明し、自分たちを支える社会の仕組みについて理解させる。	[思考] (班活動) ・地域社会における支え合いについて理解できる。 [知識] (ワークシート②) ・社会的自立を支えるために利用できる手段・サービス等が必要であることを理解することができる。

家庭での生活、地域での生活を通して、社会全体の支え合いに気づく。	
5 振り返りとまとめをする。	☐ 本時の気づきを大切にし、次時においては差別のない社会をめざして、ユニバーサル社会や男女共同参画社会など、すべての人々が暮らしやすい社会について考えていくことを予告する。

Point

自立して社会生活を営むとはどのようなことなのか、また、結婚してパートナーと協力しながら家庭を築き、地域の一員として暮らしやすい社会を支えるためにはどのようなことが必要なのか、その知識を学ぶことができる。また、医療サービスやバリアフリー、ユニバーサルデザインについて理解し、自分たちを支える社会の仕組みについて理解させることで、より暮らしやすい生き方を考えさせることができる。

授業では、男女各 10 名程度に対し、教師を 4 名配置する。話し合いは KJ 法を用いて行い、前半は男子 2 グループ、女子 2 グループの計 4 グループで教師を各 1 名配置し、後半は男女混合グループ 4 班で実施するなど、指導者の配置やグループ分けなどを工夫することで、活動を充実させることができる。

6 学習資料1 (ワークシート①) (問題編)

1 法律で結婚が認められる年齢について

法的には男性は満()歳、女性は満()歳になれば結婚できる。
(ただし未成年の場合は、少なくとも() どちらかの同意が必要。)

2 結婚生活・パートナーとの良好な人間関係

- ① 結婚とは・・・生いたちも()も異なるものどうしの()の出発である。
- ② 社会的な自立・・・経済面はもちろんのこと、()でのさまざまな事柄に対して共同して適切に対処していくことなど。
- ③ 精神面での発達・・・良好な人間関係を築いていくために、お互いがパートナーであるという()、()、協調性、相手への思いやりなどをもっていること。
- ④ 結婚生活と健康・・・高校生の時期から、心身の健康づくりに努めることや、妊娠・出産・()といった結婚にともなうできごとの基本的知識を持つことが求められる。

- ⑤ 食事が子どもに与える影響として、栄養面のほかにどのようなことが考えられるか。

- ⑥ 結婚に際して、互いの健康状態を知っておくことの大切さについて

・生活習慣病やアレルギー体質の場合

・感染する病気をもっていた場合

6 学習資料 1 (ワークシート①) (解答編)

1 法律で結婚が認められる年齢について

法律的には男性は満 (18) 歳、女性は満 (16) 歳になれば結婚できる。
(ただし未成年の場合は、少なくとも (父母) どちらかの同意が必要。)

※本資料作成段階では、成人年齢を引き下げる民法改正に伴い、上記内容の見直しも考えられている。

2 結婚生活・パートナーとの良好な人間関係

- ① 結婚とは・・・生いたちも (個性) も異なるものどうしの (共同生活) の出発である。
- ② 社会的な自立・・・経済面はもちろんのこと、(家庭生活) でのさまざまな事柄に対して共同して適切に対処していくことなど。
- ③ 精神面での発達・・・良好な人間関係を築いていくために、お互いがパートナーであるという (自覚)、(責任感)、協調性、相手への思いやりなどをもっていること。
- ④ 結婚生活と健康・・・高校生の時期から、心身の健康づくりに努めることや、妊娠・出産・(育児) といった結婚にともなうできごとの基本的知識を持つことが求められる。

- ⑤ 食事が子どもに与える影響として、栄養面のほかにどのようなことが考えられるか。

心のふれあう楽しい食生活は、情緒の安定につながる。

- ⑥ 結婚に際して、互いの健康状態を知っておくことの大切さについて

・生活習慣病やアレルギー体質の場合

食事や住環境への配慮により、その発症を防ぐことができる。

・感染する病気をもっていた場合

パートナーやこれから生まれてくる子どもの健康を守る対策をとることができる。

【参考資料】『高等学校 保健体育科用 現代高等保健体育』 大修館書店
『高等学校 保健体育科用 現代高等保健体育 改訂版』 大修館書店

7 学習資料2（ワークシート②）

各項目について自立した社会生活を営む上で気をつけなければならないことを書き出してみよう。

① 住居	
② 親との同居 親との別居	
③ 仕事・生活費	
④ 食事	
⑤ 掃除	
⑥ 洗濯	
⑦ 買い物	
⑧ 医療	
⑨ 地域	
⑩ その他	